

マイナンバー

社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成28年 3月版

内閣官房・内閣府
個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

通知カード・マイナンバーカード交付申請書の様式

通知
カード

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女 □□市長
発行日 平成27年10月30日 A123456789



- 法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、罰則により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
（印刷）郵政庁カードセンター TEL 000-0000
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受けると同時に、市町村で廃棄しなければなりません。

みほん

個人番号
カード
交付申請書

個人番号カード交付申請書
電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子
氏名

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女
(代打文字情報)

電話番号

外国人居留
の区分*

在留期間等
満了日*

在留期間等
満了日*

右欄の赤字表記を希望する
(平成11年度まで(海外に1年間))

バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

表裏の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

顔写真貼付欄

サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

- 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

- 発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。
- 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年後見人の方は印刷発行されません。
 - 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Su 等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人 氏名 (自署)	本人との 関係	印
代理人 住所		電話番号



申請書 ID 1234 5678 9012
3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→



視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

- 15歳未満の方、成年後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
- 表裏の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は返付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【おもて面】

【うら面】

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続で

マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

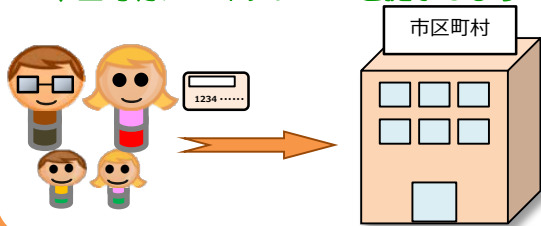
など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

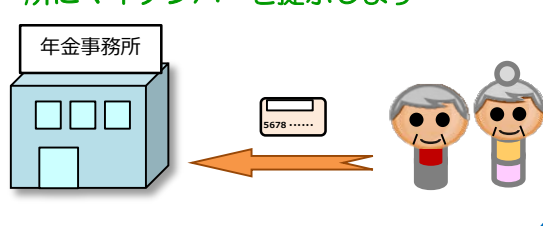
マイナンバーは様々な場面で利用します。



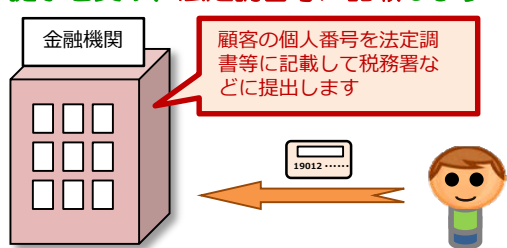
児童手当の認定請求の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



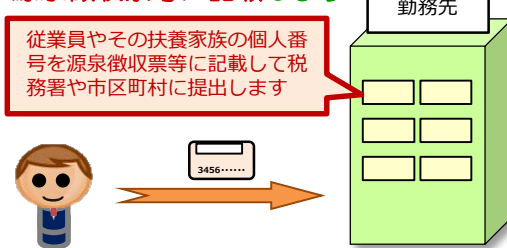
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します



勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの提供が必要となります。

マイナンバーの提供を求められる主なケース(平成28年1月18日現在)

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

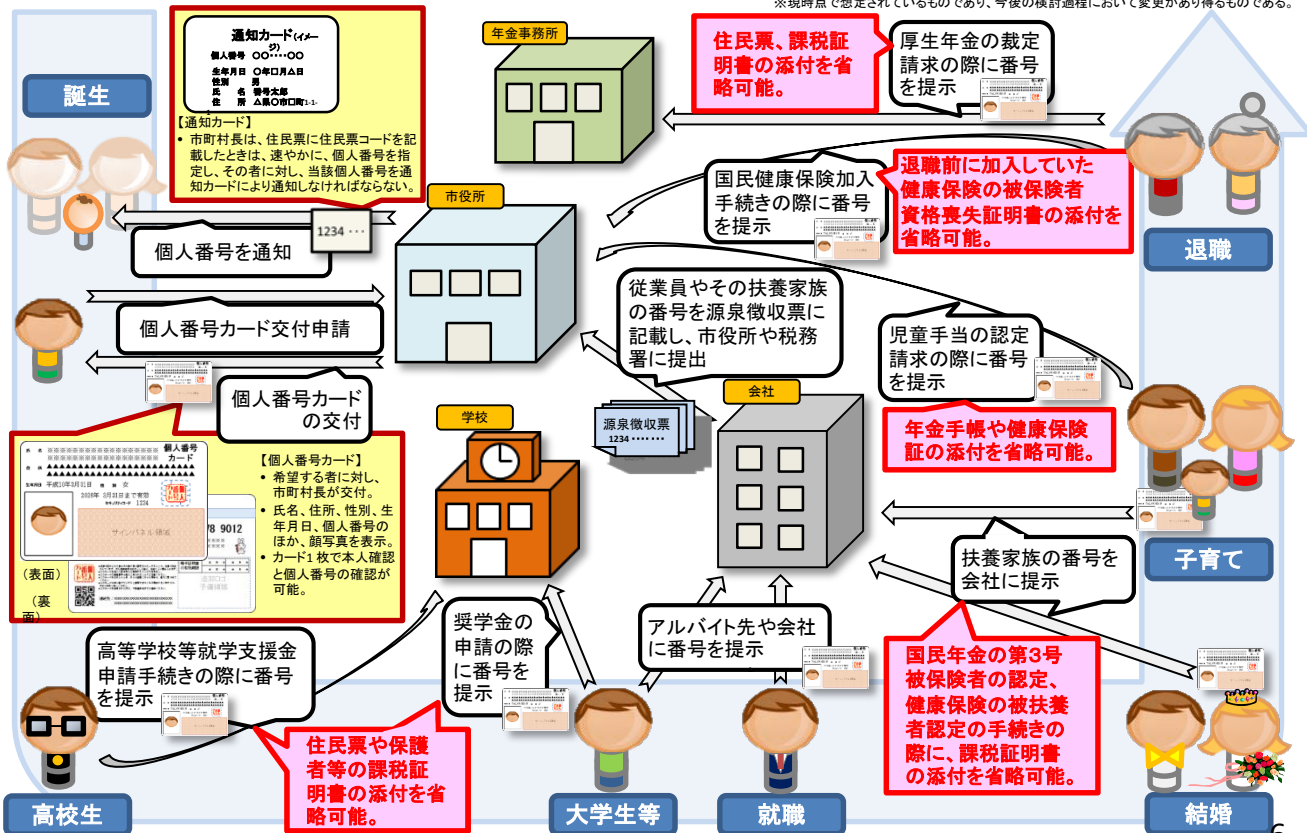
※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

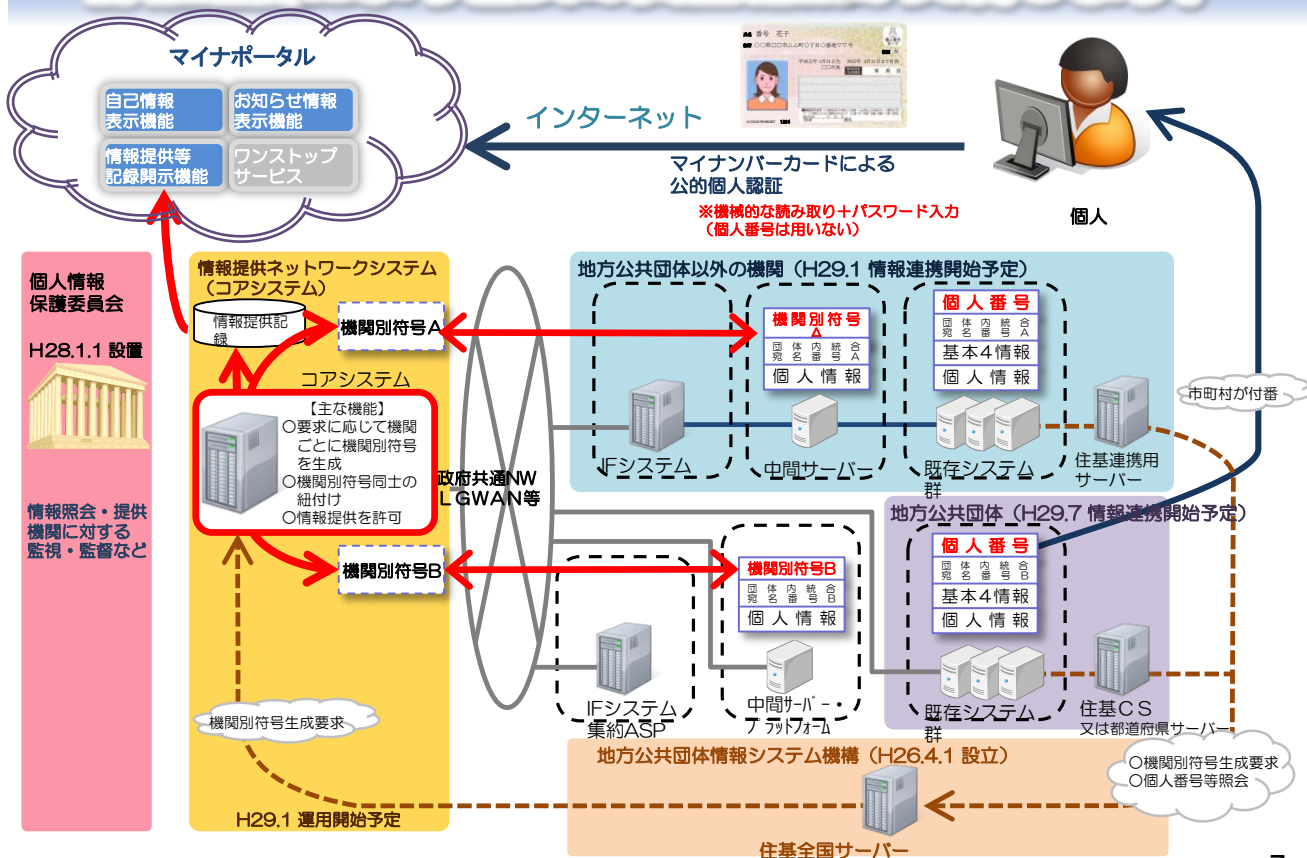
提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 工業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取る方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構 ^(※) 、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 <small>※ 日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

マイナンバーの利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



情報連携により国民の負担軽減が実現します。



マイナンバーカードは様々な用途で利用可能です。

様式

表面



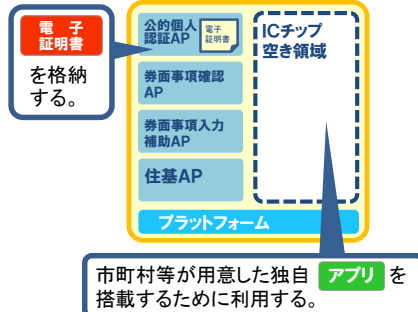
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報の取扱いに関する監督等（番号法第36条～第38条）
- ④ 罰則の強化（番号法第51条～第60条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

個人番号の提示

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険
者資格取得届等に**個人
番号**を記載し、行政機
関等に提出します。



支払調書
(イメージ)

支払を 受ける者	個人番号 1234
氏名	番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に**支払者**及び**支払を受ける者の個人番号又は法人番号**を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



社会保障・税番号制度の導入に向けて必要な準備作業



企業においては、税務関係書類への番号記載のため、従業員等の個人番号を収集するとともに、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を適正に取扱うため、①社内規定の見直し(基本方針、取扱規程等)、②システム対応(既存システムの改修等)、③安全管理措置(組織体制の整備等)、④従業員研修などを行う必要があります。

	平成27年	平成28年	平成29年
企業の主なイベント (4月入社3月退社の場合)		▼定年退職(3月) ▼新入社員の入社(4月)	▼定年退職(3月) ▼新入社員の入社(4月)
番号が記載された税務関係書類の提出時期		▼平成28年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月) ▼退職所得の源泉徴収票提出(4月) ※翌年1月末にまとめて提出してもよい。	▼平成29年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月) ▼給与所得の源泉徴収票提出(1月) ▼退職所得の源泉徴収票提出(4月) ※翌年1月末にまとめて提出してもよい。
従業員の個人番号取得時期		退職者の番号 従業員の番号 新入社員の番号	新入社員の番号
制度開始に向けた準備	・社内規定の見直し ・システム対応 (※) ・安全管理措置	(※)	従業員研修

税務署に提出する源泉徴収票には個人番号を記載する必要がありますが、本人に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。

事前の取得も可能

(※) 企業が従業員等の個人番号を取扱う場合は、個人番号を収集する前までに、社内規程の見直し等の事前準備を行う必要があります。12

給与所得の源泉徴収票の主な変更点は以下のとおりです。



番号制度導入前

番号制度導入後（税務署提出用）

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 名称又は所在地	住所 又は所在地	代表者 氏名	法人番号	支払先 名称	住所 又は所在地	代表者 氏名	個人番号	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の氏名	控除対象配偶者の住所	控除対象配偶者の個人番号	控除対象扶養親族の人数	控除対象扶養親族の氏名	控除対象扶養親族の住所	控除対象扶養親族の個人番号	社会保険料等の控除額	生命保険料等の控除額	地震保険料等の控除額	
給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号	給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号	給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 名称又は所在地	住所 又は所在地	代表者 氏名	法人番号	支払先 名称	住所 又は所在地	代表者 氏名	個人番号	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の氏名	控除対象配偶者の住所	控除対象配偶者の個人番号	控除対象扶養親族の人数	控除対象扶養親族の氏名	控除対象扶養親族の住所	控除対象扶養親族の個人番号	社会保険料等の控除額	生命保険料等の控除額	地震保険料等の控除額	
給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号	給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号	給与支払者の名称	住所	代表者氏名	個人番号

支払を受ける者に加えて、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の個人番号の記載が必要(注)。

「非居住者である扶養親族の数」を記載。

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載(注)。

主な変更点

- 様式の大きさが、**A6サイズ**から**A5サイズ**に変更になります。
- 支払を受ける者等の番号欄が追加されます。

(注) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、個人番号及び法人番号は記載しません。



税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

(例) 番号制度導入前

番号制度導入後



主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
 - 「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」
 - 「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバー が記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

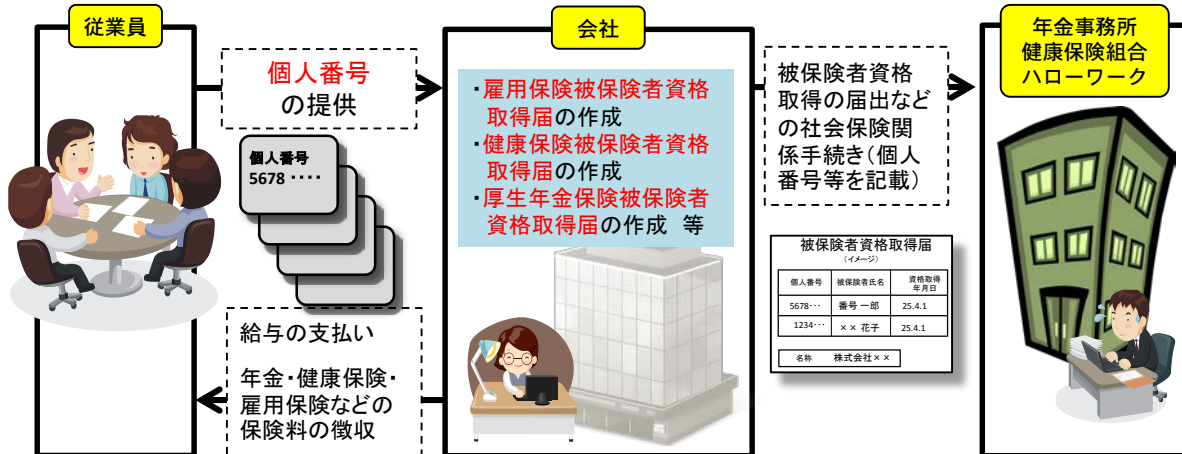
		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） <u>（個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）</u>
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	（例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保障関係の申請書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期①



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険(※1)	以下の様式に「個人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険適用事業所設置届 等 	平成28年1月1日提出分～
労災保険 (請求人の代理人となる場合※2)	以下の様式に「個人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 障害(補償)給付支給請求書 遺族(補償)年金支給請求書 傷病の状態等に関する届 等 	平成28年1月1日提出分～
労働保険	以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届 労働保険料等申告書 	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 新規適用届等 	平成29年1月1日提出分～ (※3)

※1 雇用保険の手続のうち、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、平成28年2月16日から、原則として、事業主を経由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員の個人番号を確認するための書類の提出は不要となります。

※2 労災保険の手続については、法令上、請求人が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっているため、原則、事業主のみなさまに手続きをしていただくことはございませんが、請求人が自ら手続を行うことが困難である場合については、事業主は助力しなければならないとされていることから、そのような場合においては、請求人の委任により、本人の代理人として提出いただくことができます。

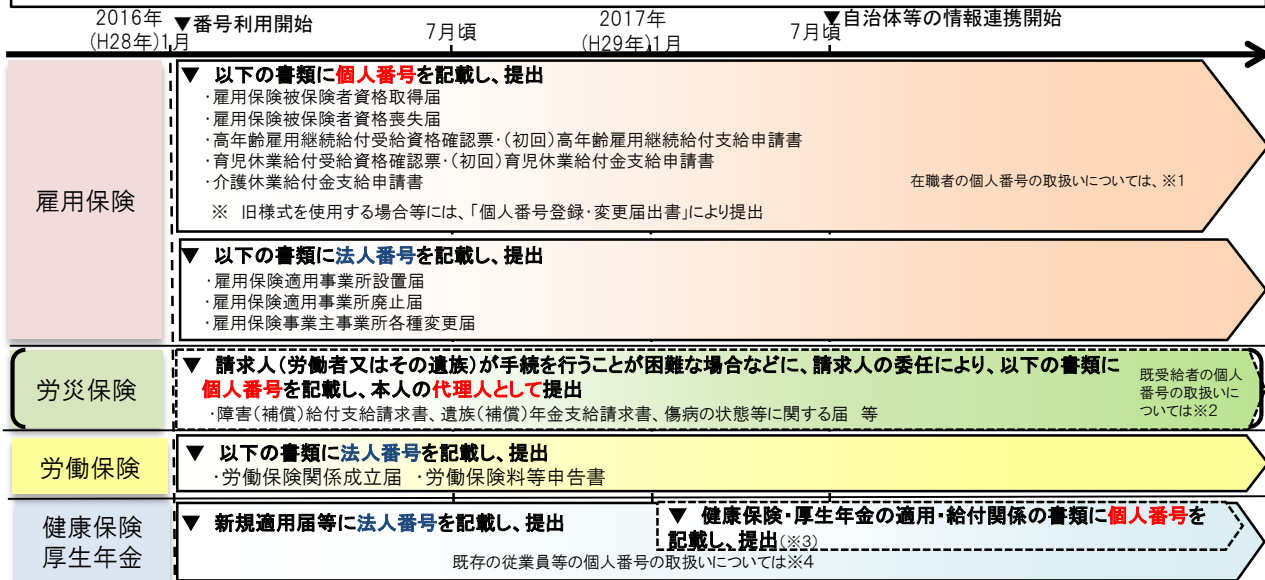
※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期②



○ 社会保障関係の書類で事業主のみなさまに、新規加入者、既存従業員等の個人番号、法人番号を取得、提出いただく時期は以下の通りです。



※1 在職者の個人番号は、雇用継続給付の届出があった場合に限り、事業主から提出いただけます。

※2 平成27年12月以前に支給決定を受けた労災年金の既受給者の個人番号は、受給者に毎年1回提出を求めている定期報告の際などに取得するため、事業主からは取得しない。

※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員及び被扶養者の個人番号を、健康保険組合からの依頼に応じて、例えば、算定基礎届のタイミング(7~8月)で取得し、健康保険組合に提出いただく。

雇用保険関連事務では、 以下の様式等を変更しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更した様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書 (注)
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (注)
介護休業給付金支給申請書 (注)

●様式改正例(雇用保険被保険者資格取得届)

雇用保険被保険者資格取得届

被保険者の「個人番号」欄を追加しました。

(注) 原則として、事業主から提出していただくこととしていますが、本人が申請することも可能です。

健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、 以下の様式等の変更を予定しています。



●健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚 生年金保険70歳以上 被用 者該当届	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届／ 厚生年金保険70歳以上 被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出 書／変更（終了）届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚 生年金保険70歳以上 被用 者不該当届	健康保険被扶養者（異動）届 ／国民年金第3号被保険者 関係届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬 月額変更届／厚生年金 保 険70歳以上被用者産前産 後休業終了時報酬月額相 当額変更届	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
厚生年金保険被保険者 資 格喪失届／70歳以上 被用 者該当届	国民年金第3号被保険者 関係届	厚生年金保険養育期間 標 準報酬月額特例申出書・終 了届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定 基 礎届／厚生年金保険70歳 以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新 規・延長）／終了届	厚生年金保険被保険者 種 別変更届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 ／厚生年金保険70歳以上 被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬 月額変更届／厚生年金 保険70歳以上被用者育児 休業等終了時報酬月額相 当額変更届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格取得申出書	

※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

健康保険関連事務（給付関係）では、 以下の申請書等の記載事項の変更を予定しています。



●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請
生活療養標準負担額の減額に関する申請
療養費の支給の申請
移送費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
埋葬料（費）の支給の申請
出産育児一時金の支給の申請
出産手当金の支給の申請
健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出
家族埋葬料の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
特定疾病の認定の申請等
限度額適用認定の申請
限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
高額療養費の支給の申請
高額介護合算療養費の支給の申請等
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



健保組合に提出する様式	労働基準監督署に提出する様式
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用除外等該当・非該当届 ・健康保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書 ・健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者報酬月額改訂通知書 ・被保険者氏名変更 確認通知書 ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・被保険者資格喪失確認通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 業務災害用 休業補償給付支給請求書 ・労働者災害補償保険 通勤災害用 休業給付支給請求書
ハローワークに提出する様式	年金事務所の様式
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用) ・育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) ・介護休業給付金支給・不支給決定通知書 ・雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手続用) ・雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用) ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険被保険者転勤届 ・雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用/被保険者通知用) ・雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用/事業主控用) ・雇用保険被保険者離職票-2 ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用/事業主控用) ・高齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用) ・高齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険 適用証明書 ・健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正) ・健康保険 標準賞与額累計申出書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与と相当額のお知らせ ・年金手帳

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認

身元(実在)の確認



マイナンバーカード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確
認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでな
いことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実存)
確認書類は要しない

等



従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者

⇒ 第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出

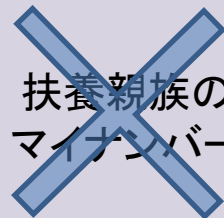


事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー



マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念されている。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されている。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。



マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求められます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

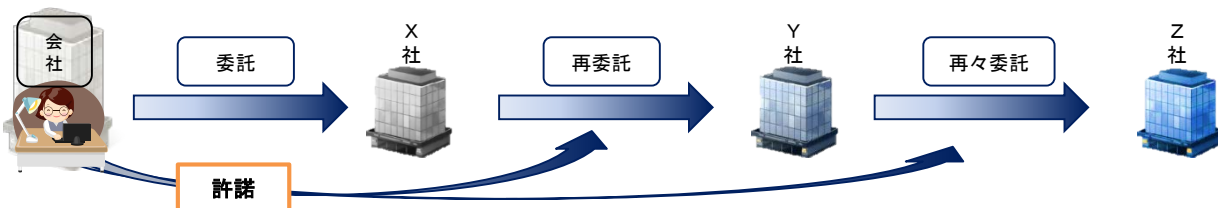
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



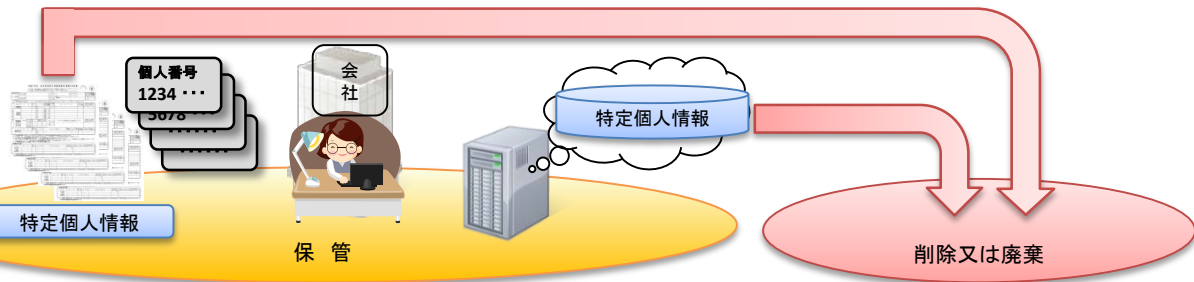
【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの

保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

法人には法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出るにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付しています。
- ・ 番号法施日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人には、法務局での登記完了後、2～3稼働日後に送付します。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

WWW

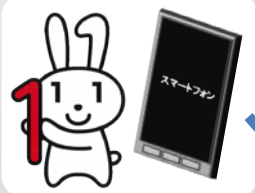
法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

検索方法について調べたい場合は、次の「ご利用方法について」をタップしてください。

ご利用方法について

法人番号で
法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号 13桁 半角数字
1234567890123 検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をタップしてください。

法人番号をまとめて検索する

検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 目次の更新情報
- テータ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

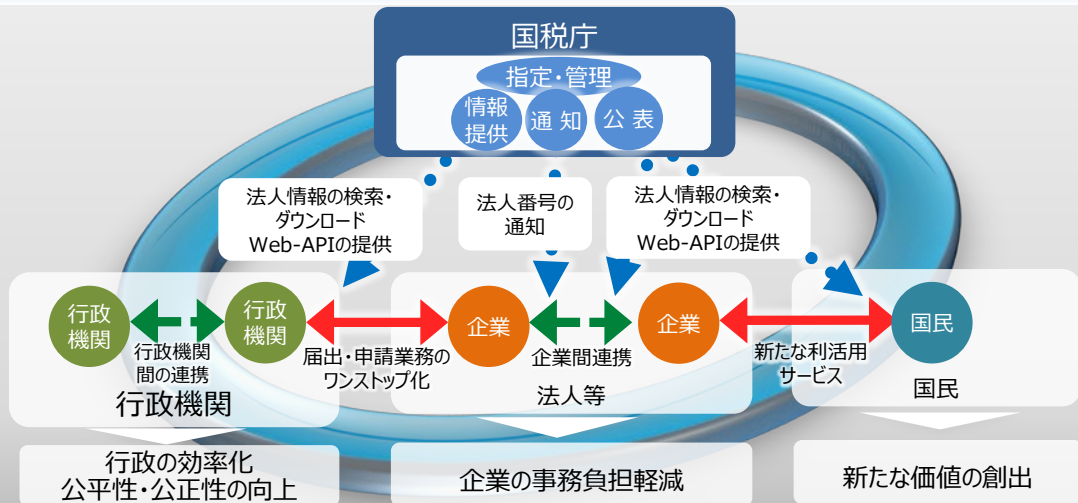
(※) 公表機能の詳細については、
国税庁HPのトップページの



をクリック。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国連が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 <p>平成29年10月から第6次NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)稼働に併せて、輸出入申告等においては、原則として、輸出入者符号の欄には、「法人番号」を記載(入力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関 コード	402	0188	TAJ

※1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

※2 ISO(International Organization for Standardization)

※3 IEC(International Electrotechnical Commission)

マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

個人番号カード



**個人番号カードが、図書館カード、
印鑑登録証や健康保険証のかわり
に！**

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



**コンビニなどで住民票など
証明書の取得が可能に！**

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



**予防接種のお知らせなど
個人に合った情報が届きます。**

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



**将来的には、引っ越しなどの届出
がパソコンでまとめて！**

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

マイナンバーのホームページ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

事業者の皆さま
もうすぐ始まる
マイナンバー
準備はお済みですか？

まずは確認

6つの導入チェックリスト

以下の導入の流れに沿って準備をお進めください。
詳しくは、解説動画や事業者向けパンフレットをご覧ください。

実施より

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。

実施より

- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の権限と身元の確認をしましょう。

実施より

- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。

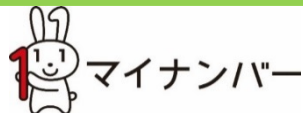
実施より

- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用しているすべての事業者が必要です。

- マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- 特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。個人番号カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。



マイナンバー
0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-22:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日9:30-20:00 土日祝9:30-17:30 までの対応となります。)

よくある質問 ①

Q 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

A 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

【国税庁ホームページより】

よくある質問 ②

Q 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

A マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

【内閣官房ホームページより】

よくある質問 ③

Q マイナンバー（個人番号）が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、マイナンバーの変更が認められますが、事業者は、従業員などのマイナンバーが変更されたことをどのように知ることができますか？

A マイナンバーが変更されたときは事業者に申告するように従業員などに周知しておくとともに、一定の期間ごとにマイナンバーの変更がないか確認することが考えられます。毎年の扶養控除等申告書など、マイナンバーの提供を受ける機会は定期的にあると考えられるので、その際に変更の有無を従業員などに確認することもできます。

【内閣官房ホームページより】